

証明書番号 第 [] 号

令和 []

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

三井住友海上火災保険株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	[] AAAAAAAA	自動車の種別	自乗
使用の本拠の所在地	京都	指定金融機関名	[]
保険期間	自 令和 [] 年 12 月 27 日 24 か月 至 令和 [] 年 12 月 27 日 午前12時	保険料	¥17,650
住所及び約者氏の名	東京都千代田区神田駿河台 [] 三住 太郎	保険料収納年月日	令和 [] 年 12 月 27 日
異動事項	[]	管轄店名及び所在地	東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上火災保険株式会社 お客さま自賠責サポートデスク 0120-281-554 (無料)
		扱者	[]

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(https://www.sj-ins.com/)
複製防止のため、証明書の背面に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

パスワード: []

二次元コード

この内容をコピーして、写真等でなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

◎証明書右下に二次元コードが表示されている場合、二次元コードを読み取り、アクセスすると最新の自賠責保険証明書の確認 (PDFデータのダウンロード) や、異動・解約のお手続きができます。

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要
自動車の運行によって他人を自傷させたり、死にさせたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者*または運転者)が第三者賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限りです。)
※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容
自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣府大臣により「支払基準」が定められています。

損害の種類	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・動脈系臓器に著しい障害を惹起して介護が必要な場合 常時介護のとき: 最高4,000万円 随時介護のとき: 最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級: 最高3,000万円~ 第14級: 最高7.5万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時の対応および保険金等のご請求
事故を起こしたときは、まず、けが人の救済に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを速やかに自賠責保険会社に届け出てください。
自賠責保険の請求は、被害者から行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きについては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供
被害者または加害者が自賠責保険会社に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社へ提供されます。
・支払基準の概要、お支払い手続の概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時)
・お支払いした金額、後遺障害の等級とその対応額、慰謝料の額とその対応額(保険金等をお支払いした時点)
・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社にご請求することができます。

■自動車事故の被害者支援や事故防止対策に係る費用は、経理金(自賠責保険料の一部)として自賠責保険に加入いただいている皆さまにご負担いただいております。
詳細は国土交通省ウェブサイトをご覧ください。(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/) (画面もご覧ください)

二次元コード

令和 [] 自動車損害賠償責任保険 保険料領収証

証明書番号	第 [] 号	保険料	¥17,650
自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	[] AAAAAAAA	管轄店名及び所在地	東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上火災保険株式会社 お客さま自賠責サポートデスク 0120-281-554 (無料)
保険期間	自 令和 [] 年 12 月 27 日 24 か月 至 令和 [] 年 12 月 27 日 午前12時	扱者	[]

契約者 三住 太郎

三井住友海上火災保険株式会社
上記保険料を領収いたしました。

この領収証は、保険料領収書の効力を有しないので、必ず証明書を併せて取りください。